

## 最低賃金

全国加重平均一四円の大増アップを答申、地方では目安を上回る改定も

厚生労働省が九月七日にまとめた、〇七年度地域別最低賃金の地方審議会における答申状況によると、各都道府県の時間額の引上幅は七〇〇円、全国加重平均で一四円となった。もっとも高いのは東京で、二〇円増の七三九円。中央で示した目安の上限か、それを一円上回る引上額を引き出した都道府県が目立ち、地方も一体となって「賃金の底上げ」に向けた一歩を着実に踏み出した格好だ。

一方、もっとも低いのは、八円増にとどまった秋田と沖縄で六一八円。目安の示し方が例年と違ったことも関係し、地域間の格差が広がる結果となった。通常、施行は一〇月一日前後だが、今年中央での審議開始が遅れたため、実施時期も一〇月一九〜三二日にずれ込む見通し。さらに、公示段階で異議申立てを行うケースも出ており、確定までには一部で曲折も予想される。

目安を示す中央最低賃金審議会（会長 今野浩一郎・学習院大学教授）は八月一〇日、〇七年度の地域別最低賃金額の改定目安について、都道府県ランキングに応じて時給六〜一九円を引き上げるとする公益委員見解をまとめ、厚労相に答申した。日額・時給併用から時給単独で示す、現行方式へ移行した。〇二年度以降、最大で初の二ケタ増。適用労働者数による全国加重平均は一

四円増と、昨年度の同五円増に比べ、三倍近い大幅な引き上げとなった。「従来の考え方の単なる延長線上ではなく、賃金の底上げを図る趣旨に沿った引き上げが図られるよう充分審議する」とを要望した、政府の成長力底上げ戦略推進円卓会議の意向が、色濃く反映された結果だ。

**目安はA・19円、B・14円、C・9〜10円、D・6〜7円**

中央最賃審が示した、〇七年度の地域別最賃の引上額の目安は、都道府県を経済実態に基づいて分類したランクごとに、東京、大阪、愛知など都市部の「Aランク」が一九円、京都や静岡、栃木などの「Bランク」が一四円、一方、岐阜や福岡、北海道や宮城などの「Cランク」が九〜一〇円、鳥取や沖縄、岩手や青森などとくに厳しい地方中心の「Dランク」が六〜七円——となった。

昨年のA・四円、B・四円、C・三円、D・二円——と比べるとAは約五倍、Bは三倍超、C・Dは約三倍に相当。従来にとらわれない大幅な引き上げとなった。しかしこの日の会見で、柳澤伯夫・前厚労相は、「各方面ともに、これを飲み込むには困難があったと思う。お願いしていた線に沿って、努力をしてくださった」と、一定の評価を

しながらも、「決して満足というわけではない」との感想を述べた。

というのも、同省は当初、①一般労働者の所定内給与に対する地域別最低賃金の比率（〇六年度は三七・二%）の過去最高値（七九年の三七・七%）まで（または一ポイント）の引き上げ②地域別最低賃金と高卒初任給（平均の八〇%または小規模企業・女子高卒初任給の第一・十分位数）の水準の格差縮小を図る引き上げ③小規模企業の一一般労働者の賃金の中位数の五〇%の水準までの引き上げ④政府の「成長力加速プログラム」の推進による、労働生産性上昇（五年間で一人当たり時間当たり成長力を五割増）等を見込んだ引き上げ——という四案を、労使双方に提示。全国加重平均にして、一三〜三四円の上増幅を試算していたとされるからだ。

## 労使対立で大揺れの目安小委員会

目安に関する小委員会での、改定審議は大揺れとなった。労働者側委員は、「低所得層の増大と格差拡大に歯止めがかからない現実の注視」や「最賃が果たすセーフティネットとしての役割の重要性」などを強調。円卓会議における合意に則り、賃金の底上げを図る観点から、中長期的には高卒初任給の水準や一般労働者の平均賃金の五〇%

水準（時間給換算で九〇〇円を上回る）を展望しつつ、今年度は「五〇円程度の引き上げ」を行うべきだと強く主張した。

これに対し、使用者側委員は、「地域間、産業間、企業間で景況感、業況に大きなバラつき」がみられ、とくに「中小零細企業の経営は厳しい実態にあり、倒産件数も増加している」ことから、企業の存続や雇用に及ぼす影響を充分考慮する必要があるなどと反発。さらに例年、審議で重要な役割を果たす「賃金改定状況調査」の「第一表」では賃金改定の凍結または引下げを行った事業所が半数を超えており、また「第四表」の数値（パートを含む賃上げ率）等をベースにすると、今年度の改定はA・五円、B・五円、C・五円、D・四円——となるため、「大幅な引き上げは適当でない」と強く主張し続けた。

労使の溝は深く、二晩におよぶ徹夜審議という異例の展開。こう着状態を打開するため、「さまざまな要素を総合的に勘案した」結果として、公益委員から、「A・一九円、B・一四円、C・一〇円、D・六円」とする案が示された。これに対し、Dランクの六円という低さに加え、ランキング格差を危惧する労働者側委員と、これ以上の上昇を避けようと、Cランクの見直しを求める使用者側が最後まで対立。結局、公益委員見解としては、全国加重平均で一四円という政治的判断を軸に、C・九〜一〇円、D・六〜七円と同じラン

各都道府県ごとの地域別最低賃金審議会の答申状況 単位：円

ランク	都道府県	時間額	引上げ額
A	東京	739	20
	神奈川	736	19
	大阪	731	19
	愛知	714	20
	千葉	706	19
B	埼玉	702	15
	京都	700	14
	兵庫	697	14
	静岡	697	15
	三重	689	14
	滋賀	677	15
	栃木	671	14
	長野	669	14
	広島	669	15
	富山	666	14
C	岐阜	685	10
	茨城	665	10
	山梨	665	10
	奈良	667	11
	石川	662	10
	和歌山	662	10
	群馬	664	10
	福岡	663	11
	福井	659	10
	新潟	657	9
	岡山	658	10
	北海道	654	10
	山口	657	11
	香川	640	11
	宮城	639	11
	福島	629	11
	D	徳島	625
愛媛		623	7
高知		622	7
鳥取		621	7
島根		621	7
熊本		620	8
大分		620	7
山形		620	7
青森		619	9
岩手		619	9
秋田		618	8
佐賀		619	8
長崎		619	8
宮崎		619	8
鹿児島		619	8
沖縄		618	8
加重平均		687	14

ク内で幅を設けるといふ、初めての方式が採用されることとなった。

答申を受け、連合は古賀事務局長のコメントを発表。「不十分な結果と言わざるを得ないが、従来の考え方の単なる延長線上ではない審議となった点では前進した」などと評価している。

一方、日本商工会議所も会頭コメントを発表し、「大幅な引上額が示されたことは誠に遺憾。実勢の三倍という引上げは、到底容認できるものではない」などと強く批判。「企業の経営実態を無視した、無理な引き上げを強制することは、中小零細企業の息の根を止め、そこに働く七〇万人以上の労働者の生活にも重大な影響を与える」との危機感を示したうえで、「大事なことは企業の生産性を向上させ、支払能力を拡大することだ」などとして、生産性向上が欠かせないとする考え方を改めて強調した。

使用者側委員による、企業の支払能力と生産性向上を優先させるべきとの主張は、審議会の中でも繰り返された。その結果、答申には、「政府が労働生産性の向上に向け、『中小企業生産性向上プロジェクト』(注)の施策の具体的な

実施に、全力をあげて取り組むことを要望する」といふ、一文が加わった。

### 地方の決定とランク間・内の格差

こうして示された目安を参考にしつつ地域の実情を考慮しながら、地方最賃審が具体的な引上額を議論。最終的には九月四日までに、全都道府県で決定状況が出揃った(表)。

目安はあくまで「引き上げの最低基準」として示されるため、結果的には経済の好調に応じて、目安を一円以上上回る地域が、四七都道府県中二二県とほぼ半数を占めた。Aランクでは東京、愛知が二〇円、Bランクでは埼玉、静岡、滋賀、広島が一五円となり、Cランクでは奈良や香川、宮城、福島、山口、福岡が一円。Dランクでも、青森や岩手が目安を二円上回る九円まで改定額を伸ばしたほか、秋田、徳島、熊本、長崎、佐賀、宮崎、鹿児島、沖縄が一八円となっている。

また、目安で初めてランク内に幅をもたせたことで、動向が注目されたC・Dランクは、各地方ともほぼ上限に張り付く傾向がみられた。下限にとどま

ったのは、中越沖地震の影響もあり、Cランクの新潟のみとなっている。

しかし一方、目安答申が改定幅のもっとも大きいAともっとも小さいDの間で一〇円以上開いたことで、地域間格差はさらに拡大する結果になった。地方答申のまま改定が確定すれば、もっとも高い東京の時給は、七一九円から七三九円に大幅アップ。これに対し、現行ももっとも低い六一〇円組四県からは、青森と岩手が九円増となり最下位を脱出。一方、八円増にとどまった秋田、沖縄が一八円となり、東京との格差は、一〇九円から一二一円まで拡大することになる。

### 履行確保のため監視態勢を強化

一方、今年の大改定も履行の実効性が確保されなければ意味がない。そのため今年の大改定に先駆け、厚労省は五月、「全国労働基準監督署で一カ月最賃の履行確保を図るための監督を一斉に、問題が多い業種を中心の一斉事業場に対して実施する」との方針を発表。監視態勢を強化してきた。

その結果、同省が八月二二日に発表したまとめによると、一斉監督した一

万一一二〇事業場のうち、最賃額以上の賃金を支払っていない最賃法第五条違反は、七〇七事業場(違反率六・四%)。このうち、地域別最賃の適用事業場の違反率は六・二%で、産業別最賃適用事業場では一〇・四%だった。今年度の改定が実施されれば、違反事業場はさらに増える恐れがある。同省では、遵守指導を強化し、改定最賃の周知を徹底するとしている。

### 秋の臨時国会で最賃法改正論議も

最賃の引き上げをめぐる議論は、秋の臨時国会で審議される見通しの最賃法改正案で、改めて注目を集めることになる。また、年内の取りまとめを予定している円卓会議の動向にも、関心が寄せられるだろう。

現行法で最低賃金は、①労働者の生計費②類似の労働者の賃金③通常の事業の賃金支払能力——の三要素を考慮して、改定すると規定している。しかし、今後は改正法案にある生活保護水準を踏まえた見直しなど、そのあり方自体に係る議論が本格化してくる。その意味で最賃の見直し論議は、これらが正念場だといえる。

(注)「中小企業生産性向上プロジェクト」は、中小企業庁が、関係省庁と連携して六月にまとめたもの。〇七〜〇八年度にかけて、下請適正取引の推進、IT化・省エネ・機械化・経営改善、地域中小企業活性化策——など一連の施策を実施するとしている。

(調査・解析部 渡辺木綿子)